

湖西市水道事業経営方針検討会設置要綱

(目的)

第1条 湖西市の水道事業における安定かつ持続可能な事業運営を実現するため、地域の現状と将来見通しを踏まえ、投資と財政の両面から経営方針を検討する湖西市水道事業経営方針検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 水道事業の施策に関する事項
- (2) 水道事業の計画に関する事項
- (3) 水道料金に関する事項
- (4) 水道事業の経営方針に関する事項
- (5) 水道事業の在り方に関する事項
- (6) その他必要な事項

(委員)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、水道に関する専門的知識を有する者及び公営企業会計に関する専門的知識を有する者から市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から新水道ビジョンを公表した日までとする。

2 委員は、再任することができる。

(組織)

第5条 検討会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

4 会長は、必要と認めるときは、検討会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会長が検討会に出席できない場合は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集する。

2 会議は、会長が座長を務める。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、湖西市環境部水道課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月19日から施行する。